

循環器内科医師の時間外・休日労働時間の縮減について

当センター循環器内科にて、厚生労働省の定める基準を超過して時間外・休日労働を行う医師について、時間外・休日労働時間縮減のための計画を示す。

(【基準】令和6年度：1,785 時間 令和7年度：1,710 時間)

1 時間外勤務の状況

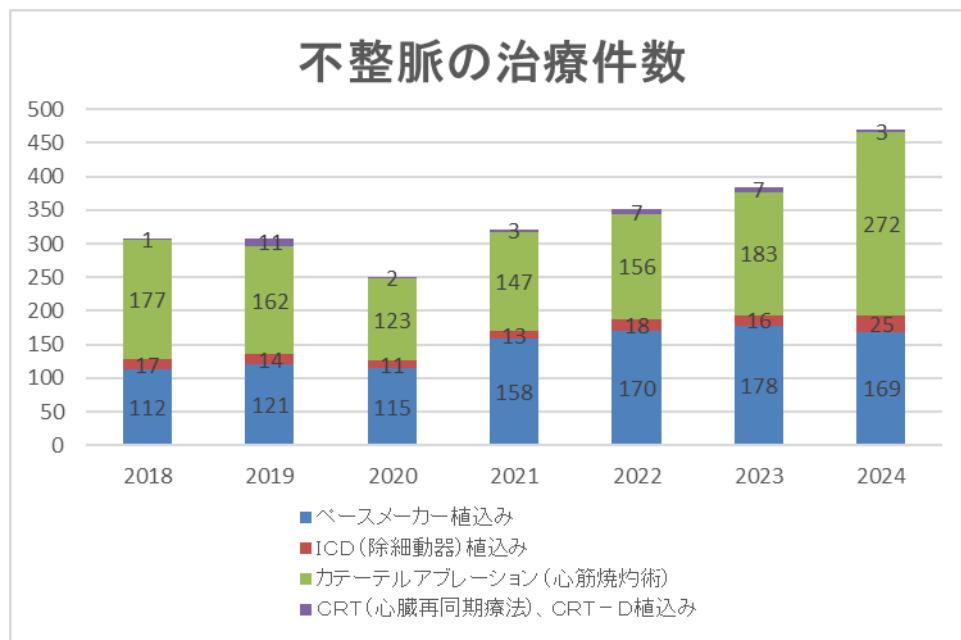
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外勤務 (時間)	2,246	2,176	2,076	1,843

※対象者1名

2 時間外・休日労働時間が増加する原因

県北医療圏における高齢化や、不整脈症例に対応可能な医師の不足等により、当センターにおける不整脈関連症例が増加している。

令和5年度までは、不整脈医師1名体制であったため、業務が集中していた。



3 改善に向けた取組

(1) 医師確保

年々増加する需要に対応するため、令和6年度に不整脈医を新たに1名採用した。これにより、不整脈関連症例の対応可能件数が増加したほか、既存医師の時間外勤務の縮減に繋がった。

令和7年度以降も、医師の連携を深めながら時間外勤務縮減に努める。

(2) タスクシフトシェアの推進

看護師、コメディカルへのタスクシフトシェアを積極的に行い、医師の負担軽減に努める。